



2022年 5 月25日

各 位

会社名 株式会社ぐるなび  
代表者名 代表取締役社長 杉原 章郎  
(コード番号：2440 東証プライム)  
問合せ先 経営企画部長 阿部 公一  
(TEL：03-3500-9700)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を2022年 6 月22日開催予定の第33回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が2022年 9 月 1 日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるために変更を行うものであります。

#### 2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。（変更箇所は下線で示しております。）

現行定款	変更案
<p><u>第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>（新 設）</p>	<p>（削 除）</p> <p><u>第14条（電子提供措置等）</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対</u></p>

<p>(新 設)</p>	<p><u>して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は2023年2月末日までの日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日の後にこれを削除する。</u></p>
--------------	--

### 3. 日程

- |                         |            |
|-------------------------|------------|
| (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日 | 2022年6月22日 |
| (2) 定款一部変更の効力発生日        | 2022年6月22日 |

以 上